

学校いじめ防止基本方針

豊中市立大池小学校

令和5年(2023年)5月24日改訂

第1章

いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「求めて学ぶ子どもの育成—自ら学び、生き生きと活動する子ども—」を教育目標としており、学校運営の重点に「人権尊重の教育の推進」「集団活動等を通して豊かな心と社会性を育み、人間形成の基礎を培う」等がかかげている。豊かな人間関係、いたわりや思いやりの心をはぐくみ、互いの人権を尊重し、思いやりのある集団の育成や集団からの阻害が起こらないように努めてきている。これらを踏まえ、ここに、いじめのない安心して学べる学校をめざし、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 生活指導部「いじめ不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導部会代表、各学年代表、支援学級担任代表、養護教諭
※必要に応じてSSW、SC

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止など学校基本方針に基づく取り組みの実施
- ウ いじめの対応（相談・通報窓口、集約窓口・情報収集・記録）
- エ 教職員の共通理解と意識啓発、資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別添1）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は、1か月に1回程度（必要に応じて随時）検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直しなどを行う。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、情報をいじめ不登校対策委員会に報告する。集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、学校いじめ防止基本方針の見直し、取り組みが計画どおりにすすんでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取り組みについていじめ不登校対策委員会においてPDCAサイクルで検証を行い、教職員全体を図る。

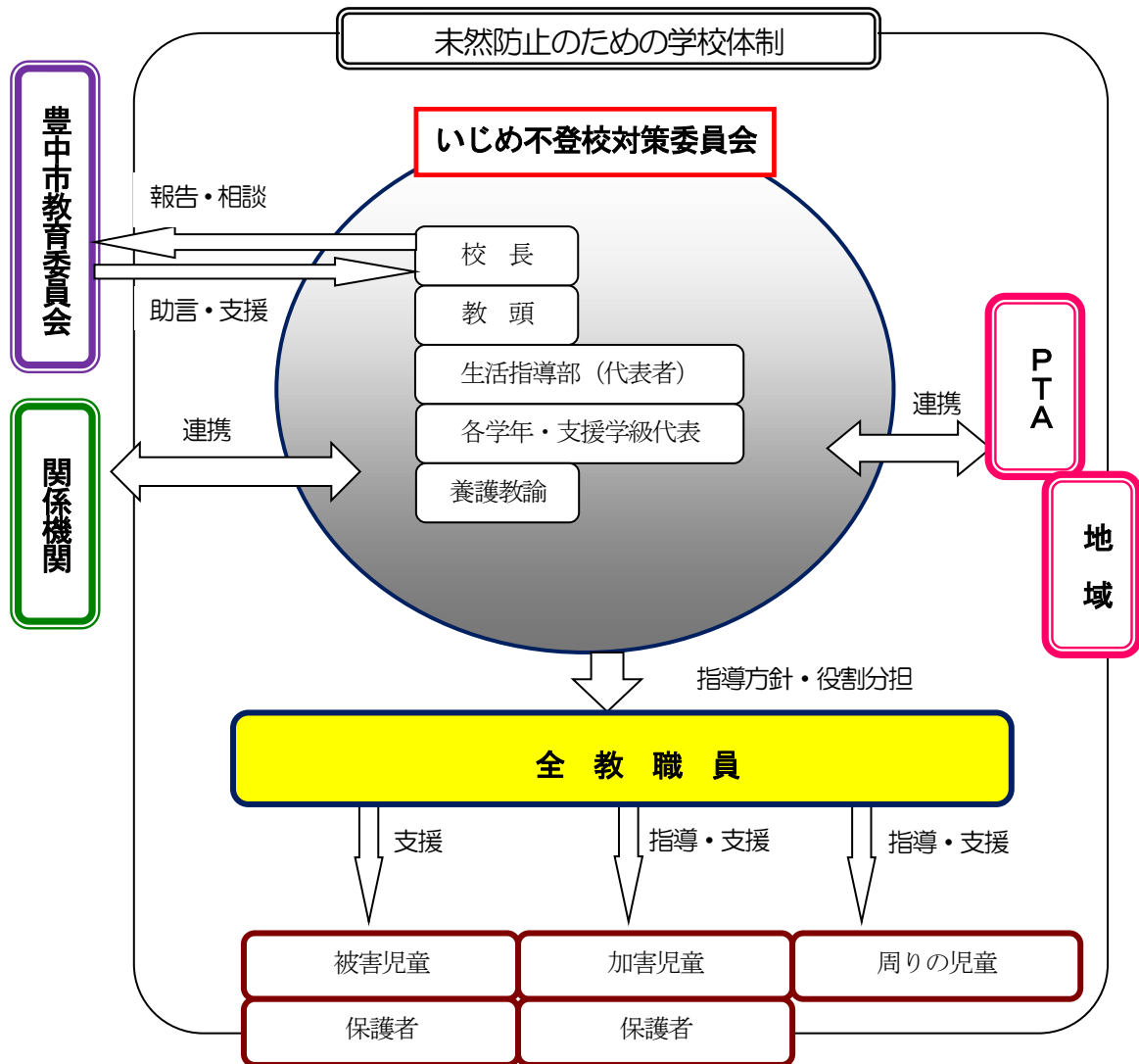
第2章

いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

いじめの被害を最小限に留めるためには、いじめに気付いた場合に、軽く見ないで速やかに対応することが重要であることは言うまでもないが、いじめの発生件数を減らす上でも、加害者となることを未然に防ぐこと、いじめに向かわせない未然防止の観点が必要である。

未然防止の基本として、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを、私たちは一層めざし、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくっていくことが重要である。

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの児童に徹底させる。いじめを行うことは勿論、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を児童に持たせる。
- (2) 学校教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
特に、道徳教育や人権教育を通して、指導の充実を図る。また、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験をゆたかなものとする教育活動を取り入れる。さらにわかりやすい授業づくりの研究を深め、コミュニケーション能力を養う。
- (3) 他者から認めてもらえていると感じられた児童は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減ると思われる。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるという必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになってくる。すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことで自己有用感をもたせる。
- (4) 教職員は、児童にとって最大の教育環境であるとの自覚のもと、不適切な言動や対応がないように十分留意し、児童の人間関係の変化を踏まえ、いじめを許さない学級経営を行うように危機意識を持って取り組む。

第3章

早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われることが多い。また、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多くみられる。さらに、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート調査、保健室との連携、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童が抵抗なくいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 児童の考えや悩み、生活実態や生活背景にきめ細かい把握に努めるとともに、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように全力を尽くす。

- (3) 児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、子細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- (4) 児童の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努めるとともに、特に、さまざまな問題行動等が生じているときには、同時に他のいじめが行われている場合もあることに留意する。
- (5) 重大ないじめの問題に発展する可能性が高い固定化したいじめの解決のため、いじめを把握した際には、すみやかに教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、教育センター、警察等の関係機関と連携協力を要請する。

第4章

いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。そのため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを進めていくことが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添2)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめ不登校対策委員会代表や学年、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となつて、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄りそい支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、児童生徒課生徒指導係、教育相談係等の関係機関の協力を得て対応する。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、関係機関等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、加害児童の保護者に削除要請等行い、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

第5章

その他

1 家庭・地域社会との連携

家庭教育を支援するために、PTAや地域社会、関係機関等と連携し、子育てに関する情報の提供、相談体制の整備、親子がふれあう機会の充実を図る。